

犬山市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民一人ひとりが互いの個性並びに多様な価値観及び生き方を認め合い、安心して生き生きとした生活が送れる社会の実現に寄与するため、性的マイノリティに係る宣誓に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 自己の性別についての認識が生物学的に判定された性別と異なる者及び性的指向（恋愛感情又は性的関心の対象となる性別についての指向をいう。）が異性のみでない者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約束した、一方又は双方が性的マイノリティである2人の関係をいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップにある者が、一方又は双方の未成年の子（養子を含む。）を含めて家族であると約束した関係をいう。
- (4) ファミリーシップ対象者 ファミリーシップを形成する者のうち、パートナーシップにある2人以外の者をいう。
- (5) 宣誓 パートナーシップ又はファミリーシップにあることを市長に対して誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) パートナーシップにある双方が民法（明治29年法律第89号）第4条の規定による成年に達していること。
- (2) パートナーシップにある双方が市内に住所を有している又は一方が市内に住所を有し、他方が次条第1項の宣誓書の提出の日から3

月以内に市内に転入する予定であること。

- (3) パートナーシップにある双方に配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。
- (4) パートナーシップにある双方が他の者とパートナーシップにないこと。
- (5) 民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない者（パートナーシップにある双方の間で養子縁組をしている場合を除く。）でないこと。
- (6) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者にあつては、ファミリーシップ対象者と生計を一にすること。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者（以下「宣誓希望者」という。）は、犬山市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1。以下「宣誓書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 宣誓希望者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（いずれも宣誓書の提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 宣誓希望者が現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓書の提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）
- (3) ファミリーシップにあることの宣誓をしようとする場合にあつては、ファミリーシップ対象者との関係を明らかにする書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 宣誓書には、パートナーシップにある双方が署名しなければならない。ただし、その一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができない場合は、双方の立会いの下で他の者に代筆させることができる。

3 第1項の場合において、宣誓希望者（市内に住所を有する者に限る。）は、住民基本台帳について市長が調査することに同意するときは、同項第1号の書類の提出を省略することができる。

4 市外に住所を有し、かつ、市内に転入を予定している宣誓希望者は、転出証明書その他市内に転入する予定であることが分かる書類の

提出をもって当該宣誓希望者に係る第1項第1号の書類に代えることができる。この場合において、当該宣誓希望者は、市内への転入後速やかに同号の書類を市長に提出しなければならない。

(本人確認)

第5条 市長は、宣誓書の受付に当たっては、宣誓希望者が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの書類の提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

(証明書等の交付)

第6条 市長は、宣誓書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、犬山市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書(様式第2。以下「証明書」という。)及び犬山市パートナーシップ・ファミリーシップ証明カード(様式第3。以下「証明カード」という。)(以下「証明書等」と総称する。)を次のとおり宣誓希望者に交付するものとする。

- (1) 証明書 1枚
- (2) 証明カード 2枚

(通称の記載)

第7条 宣誓希望者は、証明書等に通称(氏名以外の呼称であって、社会生活上通用しているものをいう。)の記載を希望するときは、宣誓書の提出の際に日常生活において当該通称を使用していることが分かる書類を市長に提示しなければならない。

(証明書等の再交付)

第8条 証明書等の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、証明書又は証明カードの紛失、毀損、汚損その他市長が認める事情により当該証明書又は証明カードの再交付を希望するときは、犬山市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等再交付申請書(様式第4)

を市長に提出しなければならない。

- 2 宣誓者は、前項の申請に当たっては、第5条各号のいずれかの書類を市長に提示するものとする。
- 3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、証明書又は証明カードを当該申請をした宣誓者に再交付するものとする。
- 4 前項の再交付を受けた宣誓者は、紛失した証明書又は証明カードを発見したときは、速やかに当該証明書又は証明カードを市長に返還しなければならない。

(記載事項変更の届出)

第9条 宣誓者は、宣誓書に記載した事項に変更があったときは、犬山市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届(様式第5)に、既に交付を受けた証明書等及び当該変更の内容が分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 宣誓者は、前項の届出に当たっては、第5条各号のいずれかの書類を市長に提示するものとする。
- 3 市長は、第1項の届出があったときは、変更後の内容を記載した証明書等を当該届出をした宣誓者に交付するものとする。この場合において、証明書等の交付枚数は、第6条各号のとおりとする。

(証明書等の返還)

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、犬山市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等返還届(様式第6)に証明書等を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 双方の意思によりパートナーシップを解消したとき。
 - (2) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件に該当しなくなったとき。
 - (3) 次条の規定により、宣誓が無効となったとき。
 - (4) その他証明書等の返還を希望するとき。
- 2 宣誓者は、前項の届出に当たっては、第5条各号のいずれかの書類を市長に提示するものとする。

3 市長は、第1項の届出の前に宣誓者が同項に掲げる事由に該当することが判明したときは、当該宣誓者に交付した証明書等が返還されたものとみなす。

(無効となる宣誓)

第11条 市長は、宣誓者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該宣誓者に係る宣誓を無効とするものとする。

- (1) パートナーシップ又はファミリーシップを形成する意思がないことが判明したとき。
- (2) 宣誓書及びその添付書類の内容に虚偽があったとき。
- (3) 第3条の規定に該当しなくなったとき。
- (4) 第4条第4項後段の規定に違反して、同条第1項第1号の書類を提出しないとき。

(返還された証明書等に係る交付番号の公表)

第12条 市長は、第10条第1項の規定により証明書等が返還された場合(同条第3項の規定により返還されたものとみなす場合を含む。次条において同じ。)は、当該証明書等の交付番号(証明書等ごとに付与された番号をいう。)を公表するものとする。

(宣誓書の保存期間)

第13条 市長は、宣誓者のパートナーシップ及びファミリーシップが継続している限り、宣誓書及びその添付書類を保存するものとする。この場合において、第10条第1項の規定により証明書等が返還された場合は、その返還された日の属する年度から5年間当該証明書等に係る宣誓書及びその添付書類を保存するものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1 (第4条関係)

(表)

犬山市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

年 月 日

犬山市長

私たちは、犬山市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱第4条第1項の規定により、互いを人生のパートナーとし、家族（ファミリー）として暮らしていくことを宣誓します。

宣 誓 者		
ふりがな		
氏 名		
ふりがな		
通称名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
電話番号		

フ ァ ミ リ ー シ ッ プ 対 象 者		
ふりがな		
氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		

代 筆 者	
署 名	

(裏)

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する確認書

チェック項目	確認欄
(関係性) 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約束した関係、又はその子を含めて家族であると約束した関係にある。	はい・いいえ
(年齢) 双方が成年に達している。 ファミリーシップを宣誓する場合、ファミリーシップ対象者が未成年である。	はい・いいえ
(住所) 双方が市内に住所を有している、又は一方が市内に住所を有し、他方が3月以内に市内に転入予定である。 転入予定者氏名 _____ 転入予定住所 _____ 転入予定日 _____	はい・いいえ
(婚姻の有無、他のパートナーの有無) 双方に配偶者（事実婚も含む）及び宣誓者以外のパートナーがいない。	はい・いいえ
(民法に規定する婚姻できない続柄でない) 宣誓をしようとする者同士が、直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族ではない。 (パートナーシップにある双方の間で養子縁組をしている場合を除く。)	はい・いいえ
(ファミリーシップ対象者の生計) ファミリーシップを宣誓する場合、ファミリーシップ対象者と生計を一にしている。	はい・いいえ

(住民登録情報の取得)

住所要件を確認するため、市の職権で住民基本台帳の確認をすることに同意します。

市確認欄	<input type="checkbox"/> 個人番号カード	<input type="checkbox"/> 旅券	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> その他 (_____)
------	----------------------------------	-----------------------------	--------------------------------	--

（表）

第 号
年 月 日

犬山市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書

犬山市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱第6条の規定により、お二人が宣誓されたことを証明します。

宣誓者

氏名 _____ 様 氏名 _____ 様
年 月 日生 年 月 日生

ファミリーシップ対象者

氏名 _____ 様 氏名 _____ 様
年 月 日生 年 月 日生

宣誓日

年 月 日

犬山市長

ⓐ

(裏)

通称を使用している場合の戸籍等に記載のある氏名

氏名 _____ 様 氏名 _____ 様

この証明書の提示を受けた方へ

この証明書は、犬山市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱に基づき、お二人が宣誓されたことを犬山市が証明するものです。

法律上の効果が生ずるものではありませんが、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を尊重することで、互いを人生のパートナーとして、犬山市で生き生きと活躍されることを応援します。

証明書の提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

様式第3（第6条関係）

（表）

第	号
年 月	日
犬山市パートナーシップ・ファミリーシップ 証明カード	
犬山市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱 第6条の規定により、お二人が宣誓されたことを証明します。	
_____ 様	_____ 様
年 月 日生	年 月 日生
宣誓日	年 月 日
犬山市長 ㊟	

（裏）

本証の提示を受けられた方へ	
<p>本証により、法律上の効果が生ずるものではありませんが、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を尊重することで、互いを人生のパートナーとして、犬山市で生き生きと活躍されることを応援するものです。</p>	
<p>※本証の提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。</p>	
<p>○通称を使用している場合の戸籍等に記載のある氏名</p>	
_____ 様	_____ 様
<p>○ファミリーシップ対象者</p>	
_____ 様	_____ 様
年 月 日生	年 月 日生

様式第5（第9条関係）

犬山市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届

年 月 日

犬山市長

犬山市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱第9条第1項の規定により、次のとおり変更があったことを届け出ます。

(届出者)

宣 誓 日	年 月 日	宣誓番号	第 号
ふりがな			
氏 名			
生年月日	年 月 日	年 月 日	
住 所			
電話番号			

(変更内容) ※変更があった箇所のみご記入ください。

宣 誓 者	
ふりがな	
氏 名	
住 所	
その他の内容	
変 更 理 由	<input type="checkbox"/> 改姓・改名 <input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> その他 ()

市確認欄	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 ()
------	--

様式第6（第10条関係）

犬山市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等返還届

年 月 日

犬山市長

犬山市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱第10条第1項の規定により、証明書等を返還します。

(届出者)

宣誓日	年 月 日	宣誓番号	第 号
氏 名			
生年月日			
住 所			
電話番号			
返還理由	<input type="checkbox"/> 双方の意思によりパートナーシップを解消した <input type="checkbox"/> 市内に住所を有しなくなった <input type="checkbox"/> 宣誓書の提出日から3月以内に転入できなかった <input type="checkbox"/> 配偶者を有した (事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む) <input type="checkbox"/> 他の者とパートナーシップをもった <input type="checkbox"/> 宣誓が無効となった <input type="checkbox"/> その他証明書等の返還を希望する (内容：)		

市確認欄	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 ()
------	--